

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年4月10日（火）
午後1時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

【健康福祉部】

- (1) (仮称) 路上喫煙の規制に関する条例（素案）について
- (2) こども医療費に係る誤った受給者証の送付について

3 行政視察について

4 子どもの権利条例（仮称）について

5 その他

平成30年4月10日
環境厚生常任委員会

－ 提出資料 －

1. (仮称) 路上喫煙の規制に関する条例(素案)について

・・・(健康増進課)

P 1～4

2. こども医療費に係る誤った受給者証の送付について

・・・(こども未来課)

P 5

健康福祉部

意見募集に係る計画等の案の公表項目一覧表

1 計画等の名称	(仮称) 路上喫煙の規制に関する条例 (素案)
2 立案の趣旨・目的	<p>2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、空手のホストタウンとして協定を締結している亀岡市として、受動喫煙の防止に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。</p> <p>また京都スタジアム(仮称)が完成した後は、JR 亀岡駅周辺等多くの人々の往来が予想され、健康保持及び安全の観点から、路上喫煙についてのルールづくりが必要となります。</p> <p>路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。</p>
3 計画等の案の概要	<p>○市は路上喫煙の制限について必要な施策を実施すること</p> <p>○市民等及び事業者の意識の啓発に努めること</p> <p>○市民等及び事業者は路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力すること。</p> <p>(条例で定める内容)</p> <p>路上喫煙禁止の努力義務</p> <p>路上喫煙禁止区域の指定 (JR4駅周辺予定)</p> <p>路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止</p> <p>過料の徴収</p>
4 これまでの経過	<p>亀岡市においては、健康増進法に基づき受動喫煙防止対策を推進してきました。京都スタジアム(仮称)完成や2020年オリンピック・パラリンピックの開催等の状況も含め、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実について検討しました。今回、路上喫煙の規制に関する条例素案を6月議会に提案するにあたり、意見を募集します。</p>
5 添付資料	条例素案
6 意見募集期間	平成30年4月16日(月)～平成30年5月7日(月)
7 意見送付要領	<p>① 郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。</p> <p>② 氏名または名称および住所を必ず記入してください。</p> <p>③ 電話での意見などには応じかねますので、あらかじめご了承ください。</p>
8 意見の送付先	<p>【住 所】〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地</p> <p style="text-align: center;">亀岡市健康福祉部健康増進課健康づくり係宛</p> <p>【FAX】0771(24)3070</p> <p>【E-mail】kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp</p>
9 問い合わせ先	<p>亀岡市 健康福祉部健康増進課健康づくり係</p> <p>TEL 0771(25)5004</p>

(仮称) 路上喫煙の規制に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の規制について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の健康や安全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為をすることを除く。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の制限について必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者の意識の啓発に努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の防止に関する市の施策に協力するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定した時は、その区域を告示するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 4 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(措置命令)

第7条 市長は前条の規定に違反した者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(過料)

第8条 前条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年 月 日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

路上喫煙の規制に関する条例制定及び関連事務 事務フロー

事務内容	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月	3月		
<p>条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月:環境厚生常任委員会へ説明 ・4月中旬～5月上旬:パブリックコメント ・5月上旬パブコメ公表 ・4月上旬～中旬 条例決裁 ・4月下旬 6月議会議案調整 ・6月 6月議会条例案上程 		<p>議事説明</p> <p>パブリックコメント</p> <p>6月議会調整</p>	<p>パブコメ公表</p> <p>6月議会調整</p>	<p>6月議会上程</p>	<p>公布・条例施行</p>										
<p>路上喫煙禁止区間設定/罰則規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課関係団体調整 ・11月頃 禁止区域の範囲等確定 ・平成31年1月 禁止区域の告示 ・平成31年7月 罰則規定の施行 			<p>自治委員会で説明</p>	<p>関係機関との調整等</p>								<p>禁止区域</p>		<p>条例施行後 平成31年7月 から</p>	
					<p>庁内各課調整等</p>										
<p>広報・周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月:条例制定について 市広報お知らせ、ホームページなどで広報 ・31年1月～:禁止区域設定について 市広報お知らせ、ホームページなどで広報 ・看板表示などの設置各場所での啓発イベント 					<p>お知らせ掲載</p> <p>ホームページ掲載</p> <p>条例施行の周知啓発事業等</p>						<p>禁止区域お知らせ掲載</p> <p>禁止区域看板設置</p> <p>街頭啓発、イベント</p> <p>禁止区域巡回</p>		<p>条例施行後 平成31年7月 から</p>		
<p>たばこ関連事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面禁煙認証施設(登録事業所の拡大) ・卒煙相談 ・生活習慣病講座 ・乳幼児健診などでの保護者への相談、 ・がん検診での啓発・相談 ・小中学生への防煙教室(依頼校へ)他 						<p>受動喫煙対策関連事業推進</p>									

こども医療費に係る誤った受給者証の送付について

1. 概要

亀岡市では、子育て支援策として、保護者の皆様の医療費負担のさらなる軽減を図るため、小学校入学から中学校卒業までの児童の通院にかかる一部負担金について、1箇月1医療機関3,000円としています。

このたび、小学校入学の際の新たなこども医療費受給者証509件について、3,000円の自己負担の内容が記入されているべきところ、自己負担200円としたものを送付したことが判明いたしました。

2. 更新対象者509人

その他、転入、転居、制度の変更による窓口交付、送付分についても誤った受給者証を交付した可能性があるため確認中です。

3. 印刷誤りの原因及び判明経過

今回、年次更新用に追加発注した受給者証の裏面（注意事項）に印刷誤りがあり、納品後の検収が不十分であったため誤ったまま発送。

4月2日午前10時ころ病院からの問い合わせで判明しました。

4. 対応

市内医療機関に対して連絡いたしました。

正しい受給者証を再交付し、先に送付済の受給者証を回収します。

5. 再発防止について

今後、発注等にあたって、依頼・校正・検収について、業者との確実な調整確認を行うとともにダブルチェック体制を強化します。

都道府県 市区町村	人口 (29.10.1)	テーマ	内 容
神奈川県 川崎市	1,483,849	子どもの権利に 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定(平成12年) ・条例に基づき、子どもの権利保障の推進のため「子どもの権利に関する行動計画」を策定 ・子ども施策の検証及び市の子ども施策を進める上で、川崎の子どもの実態と子どもの権利についての考え方を知るために「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施 ・子どもの権利条例に基づき、子どもの権利の視点から、子どもに関する市の施策を検証する第三者機関である「川崎市子どもの権利委員会」を設置
東京都 三鷹市	186,166	子育て施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育のガイドライン」を公立、私立、認証保育園等で共有することで、質を保ちながらも大幅な定員拡大を実現 ・地元のNPO法人等との協働により、分かりやすく使いやすい子育て支援ポータルサイト「みたか子育てねっと」を開設 ・「につぼん子育て応援団」が選ぶ子育てに良い街で1位に選ばれる
東京都 世田谷区	898,262	子ども条例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年に世田谷区子ども条例を制定 ・子ども計画及び教育ビジョンの策定(平成17年) ・せたがや子ども・子育てテレフォン、教育相談等、相談窓口の充実 ・条例制定後も区立小・中学校児童・生徒等へのアンケート調査やパブリックコメント、区民意見募集を実施するとともに、外部の有識者・関係機関を含めたアドバイザー会議での検討を進める ・子どもの人権擁護機関の設置に必要な事項を規定するため、平成25年に条例改正
東京都 目黒区	275,956	子ども条例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年に目黒区子ども条例を制定 ・子どもへの権利侵害について、子ども自身および保護者等の関係者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決するため子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営 ・年齢別の広報パンフレットを作成(小学校1年生から3年生向け、小学校4年生から6年生向け、中学生から大人向け) ・子ども条例啓発絵本を制作、発行
宮城県 石巻市	146,933	子どもの権利に 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に石巻市子どもの権利に関する条例を制定 ・平成26年1月に子どもの居場所として石巻市子どもセンター「らいつ」を開館、平成30年4月からは指定管理者制度を導入 ・指定管理者の候補者を選定する際に子どもたちの意見が取り入れられるよう、小学6年生から高校2年生までの児童・生徒合わせて6人で構成する「子ども委員」を設置し、プレゼンテーション審査に同席
岩手県 奥州市	119,302	子どもの権利に 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提案により「奥州市子どもの権利に関する条例」を制定(平成23年) ・平成21年に議員有志で活動する「子育て研究部会」を立ち上げ検討を進める ・市民懇談会、子どもたちとの意見交換会、アンケート調査、教育長・関係部課長等との意見交換会等を実施
大分県 大分市	479,121	子ども条例	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提案により「大分市子ども条例」を制定(平成23年) ・政策研究会において、子どもを取り巻くさまざまな問題を解決し、健やかな育ちを目指す取り組みを行う必要があると判断し、具体的に調査研究するためのプロジェクトチームである推進チームを立ち上げて検討 ・37回の推進チーム会議、子どもに関する関係者との意見交換会、子どもへのアンケート調査、子どもとの意見交換会、パブリックコメントなどを実施し、推進チーム立ち上げから約1年7カ月の期間をかけて条例を制定

14

参考資料

子どもに関する条例の制定状況及びその規定内容

※ 本表は、各自治体における子どもの育成、支援、保護を目的に掲げた条例の制定状況及びその規定の内容を把握するために内閣府において実施した調査結果を取りまとめたものです。条例中、各欄に該当する規定がある場合に「○」が付してあります。

都道府県	条例名	制定年月日	最終改正年月日	子どもに対して保障される具体的な権利に係る規定	行政の施策の方向性							
					体験活動等の推進	社会形成への参画機会の確保	子育て支援	相談、救済・補償の仕組み	非行・有害環境対策	自治体や学校、家庭等の役割・責務	計画等の策定	審議会や委員会等の設置
北海道	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	平成16年10月19日	平成21年3月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	滝川市の未来を担う子どもの子育て・子育て環境づくりに関する条例	平成21年3月24日	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	藤井江町子どもの権利に関する条例	平成14年3月26日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	芽室町子どもの権利に関する条例	平成18年3月6日	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-
北海道	幕別町子どもの権利に関する条例	平成22年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
岩手県	湯野市わらさこ条例	平成21年3月23日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-
宮城県	石巻市子どもの権利に関する条例	平成21年3月26日	-	○	-	○	○	○	-	○	-	○
秋田県	秋田県子ども・子育て支援条例	平成18年9月29日	平成21年4月1日	○	-	○	○	○	-	○	○	-
秋田県	秋田県未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例	平成16年3月24日	-	-	○	○	○	-	○	○	○	-
秋田県	由利本荘市子ども条例	平成23年3月25日	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-
山形県	山形県子育て基本条例	平成22年3月19日	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-
福島県	子育てしやすい福島県づくり条例	平成22年12月24日	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-
福島県	川俣町「まゆの目」を定める条例	平成5年3月24日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	鹿沼市青少年健全育成のための環境浄化に関する条例	平成9年4月1日	平成9年4月1日	-	-	-	-	-	○	○	○	-
栃木県	市貝町青少年健全育成条例	平成18年9月11日	平成18年10月1日	-	○	-	-	-	○	○	○	-
埼玉県	青少年をナイフ等の危害から守り栗松山市を明るく住みよまにするための条例	平成10年3月20日	平成21年3月25日	-	-	-	-	-	○	○	○	-
埼玉県	春日部市青少年健全育成基本条例	(合併前:旧春日部市)平成13年12月7日 (合併後:春日部市)平成17年10月1日	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
埼玉県	鴻巣市有害図書等規制に関する条例	昭和54年3月26日	平成3年3月26日	-	-	-	-	-	○	○	-	-
埼玉県	八潮市青少年健全育成条例	平成16年3月22日	平成21年4月1日	-	-	-	-	-	○	○	-	○
千葉県	流山市子育てにやさしいまちづくり条例	平成19年9月28日	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
千葉県	鎌ヶ谷市教育環境保全条例	平成16年3月25日	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
東京都	目黒区子ども条例	平成17年12月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	世田谷区子ども条例	平成13年12月10日	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-
東京都	豊島区子どもの権利に関する条例	平成18年3月29日	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○
東京都	八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例	平成3年9月26日	平成13年7月1日	-	-	-	-	-	○	○	○	-
東京都	調布市子ども条例	平成17年3月23日	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
東京都	小金井市子どもの権利に関する条例	平成21年3月12日	平成21年3月12日	○	○	○	○	○	-	○	-	-
東京都	日野市子ども条例	平成20年6月26日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	神奈川県子ども・子育て支援推進条例	平成19年3月20日	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
新潟県	上越市子どもの権利に関する条例	平成20年3月26日	平成21年3月27日	○	○	○	-	○	-	○	○	○

14 子どもに関する条例の制定状況及びその規定内容

都道府県	条例名	制定年月日	最終改正年月日	子どもに対して保障される具体的な権利に係る規定	行政の施策の方向性							
					体験活動等の推進	社会形成への参画機会の確保	子育て支援	相談、救済・補償の仕組み	非行・有害環境対策	自治体や学校、家庭等の役割・責務	計画等の策定	審議会や委員会等の設置
岡山県	とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例	平成21年6月27日	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県 魚津市	魚津市子どもの権利条例	平成18年3月20日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
岡山県 新水市	新水市子ども条例	平成19年6月20日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	いしかわ子ども総合条例	平成19年3月22日	平成21年7月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県 白山市	白山市子どもの権利に関する条例	平成18年12月20日	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○
石川県 石川市	子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例	平成13年12月19日	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○
長野県 長野市	長野市青少年保護育成条例	平成14年9月27日	平成21年12月28日	-	-	-	-	-	○	○	○	○
長野県 塩尻市	塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例	平成20年3月26日	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○
長野県 佐久市	佐久市有害図書類等の規制に関する条例	平成18年6月28日	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○
長野県 東御市	東御市青少年健全育成条例	平成19年6月22日	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
岐阜県	安心して子どもを育てることができるとともに岐阜県づくり条例	平成19年3月15日	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
岐阜県 岐阜市	岐阜市子どもの権利に関する条例	平成18年3月27日	-	○	○	○	○	○	-	○	-	○
岐阜県 大垣市	大垣市子育て支援条例	平成22年3月23日	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
岐阜県 多治見市	多治見市子どもの権利に関する条例	平成15年9月25日	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○
岐阜県 岐阜市	岐阜市子どもの人権オンズパーソン条例	平成13年3月19日	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
愛知県	愛知県少子化対策推進条例	平成19年3月23日	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
愛知県 豊田市	豊田市子ども条例	平成19年10月9日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県 岩倉市	岩倉市子ども条例	平成20年12月18日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-
愛知県 日進市	日進市未来をつくる子ども条例	平成21年9月29日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県 春日井市	春日井市子どもの権利に関する条例	平成22年12月22日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	三重県子ども条例	平成23年3月23日	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-
三重県 名張市	名張市子ども条例	平成18年3月16日	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○
滋賀県	滋賀県子ども条例	平成18年3月30日	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-
滋賀県 長浜市	長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例	平成18年9月25日	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-
滋賀県 東近江市	東近江市こども条例	平成19年12月21日	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-
京都府	京都府子育て支援条例	平成19年7月10日	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
京都府	京都府児童ポルノの規制等に関する条例	平成23年10月14日	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-
大阪府	大阪府子ども条例	平成19年3月16日	平成19年12月26日	-	○	○	-	-	-	○	○	-
大阪府	大阪府子どもを虐待から守る条例	平成23年2月1日	平成23年2月1日	-	-	-	○	○	-	○	○	-
大阪府 池田市	池田市子ども条例	平成17年3月31日	平成23年9月28日	○	-	-	○	○	○	○	○	○
大阪府 高槻市	高槻市青少年健全育成条例	昭和60年12月23日	平成12年4月1日	-	-	-	-	○	○	○	○	-

参考資料

都道府県	市町村	条例の名称	制定年月日	施行期起年月日	子どもに対して保障される具体的な権利に係る規定	行政の施策の方向性						
						体験活動等の推進	社会形成への参画機会の確保	子育て支援	相談・救済・窮乏の仕組み	非行・有害環境対策	自治体や学校・家庭等の役割・責務	計画等の策定
大阪府	大守府	青少年の健全な育成を阻害する環境の改善に関する条例	昭和53年3月27日	平成12年4月1日	-	-	-	-	-	○	-	○
大阪府	茨木市	茨木市青少年の健全育成に関する条例	平成16年12月20日	-	-	○	-	○	○	○	-	-
大阪府	大東市	大東市子ども基本条例	平成19年9月28日	-	-	○	○	○	○	○	○	-
大阪府	箕面市	箕面市子ども条例	平成11年9月30日	-	○	○	○	○	○	-	○	-
大阪府	摂津市	摂津市青少年保護育成条例	昭和45年7月2日	-	-	-	-	-	-	○	-	○
大阪府	島本町	島本町青少年健全育成条例	昭和59年10月31日	昭和59年11月1日	-	○	-	-	○	○	○	-
兵庫県	尼崎市	尼崎市子どもの育ち支援条例	平成21年12月18日	-	○	○	○	○	○	○	○	-
兵庫県	宝塚市	宝塚市子ども条例	平成19年3月28日	-	○	○	○	○	-	○	○	○
兵庫県	高砂市	高砂市子どもを虐待から守る条例	平成23年6月10日	-	-	-	-	-	-	○	-	-
兵庫県	川西市	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	平成10年12月22日	-	○	-	-	-	○	-	-	-
兵庫県	篠山市	篠山市子育ていちばん条例	平成23年10月3日	-	-	-	-	○	-	○	○	-
奈良県		子どもを犯罪の被害から守る条例	平成17年7月1日	平成19年12月26日	-	-	-	-	-	○	-	-
奈良県		奈良県少年補導に関する条例	平成18年3月28日	平成19年10月1日	-	-	-	-	○	○	-	-
和歌山県		和歌山県子どもを虐待から守る条例	平成20年7月4日	-	○	-	-	○	-	○	○	○
和歌山県		和歌山県未成年者喫煙防止条例	平成20年3月24日	-	-	-	-	-	-	○	-	-
鳥取県	智頭町	智頭町青少年に有害な図書類及びがん具刃物類の取扱いの規制に関する条例	平成15年9月19日	-	-	-	-	-	-	○	-	-
鳥取県	琴浦町	琴浦町青少年環境保全に関する条例	平成16年9月1日	平成16年9月1日	-	-	-	-	-	○	-	○
鳥取県	北栄町	北栄町子どもを健全に育てるまちづくり条例	平成19年8月26日	-	○	-	-	-	-	-	○	-
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町青少年環境保全に関する条例	平成16年10月1日	-	-	-	-	-	-	○	-	○
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町青少年に有害な図書類及びがん具刃物類の取扱いの規制に関する条例	平成16年10月1日	-	-	-	-	-	-	○	-	○
鳥取県	南部町	南部町青少年健全育成に有害な環境の規制に関する条例	平成16年10月1日	-	-	-	-	-	-	○	-	-
鳥取県	真由美市	21世紀出逢い青少年ネットワーク条例	平成17年6月27日	平成23年9月30日	○	○	-	○	-	-	○	○
鳥取県	津和野町	津和野町特定自動販売機の設置等に関する条例	平成17年9月25日	-	-	-	-	-	-	○	○	-
岡山県		岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	平成23年3月16日	-	-	-	-	-	-	○	-	-
岡山県	倉敷市	倉敷市子ども条例	平成23年12月16日	-	-	○	○	○	○	○	○	-
岡山県	総社市	総社市子ども条例	平成21年9月9日	-	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	浅口市	浅口市子ども条例	平成18年3月21日	-	-	○	-	○	-	○	○	○
岡山県	和気町	和気町青少年保護育成に関する条例	平成18年3月1日	-	-	○	-	○	-	○	-	-
岡山県	新庄村	新庄村子ども条例	平成14年3月12日	-	○	○	○	○	-	○	-	-
広島県	福山市	福山市青少年保護育成条例	昭和54年3月24日	平成12年3月14日	-	○	-	-	-	○	-	○
山口県		子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	平成19年10月12日	-	-	-	-	-	-	○	○	○
山口県	宇部市	宇部市次世代を担う子どもを育てる条例	平成23年3月30日	-	-	○	○	○	○	○	○	-

14 子どもに関する条例の制定状況及びその規定内容

都道府県	条例名	制定年月日	最終改正年月日	子どもに対して保障される具体的な権利に係る規定	行政の施策の方向性							
					体験活動等の推進	社会形成への参画機会の確保	子育て支援	相談、救済・補償の仕組み	非行・有害環境対策	自治体や学校、家庭等の役割・責務	計画等の策定	審議会や委員会等の設置
徳島県	徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例	平成21年9月30日	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-
愛媛県	松山市子ども育成条例	平成16年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○
高知県	高知県子ども条例	平成16年8月6日	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○
福岡県	志免町子どもの権利条例	平成18年12月20日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
福岡県	筑前町子どもの権利条例	平成20年12月15日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
福岡県	筑紫野市子ども条例	平成22年3月30日	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-
福岡県	青少年に有害な図書等の自動販売機の設置規制に関する条例	昭和58年12月27日	平成10年3月24日	-	-	-	-	-	○	○	-	○
佐賀県	佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例	平成19年9月25日	-	-	○	-	○	-	○	○	-	○
長崎県	長崎県子育て条例	平成20年10月14日	平成20年10月14日	-	○	-	○	○	○	○	○	○
長崎県	佐世保市子ども育成条例	平成18年6月29日	平成18年6月29日	-	○	○	○	○	-	○	-	-
熊本県	熊本県子ども輝き条例	平成19年10月3日	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-
大分県	由布市青少年健全育成条例	平成22年3月25日	平成22年4月1日	-	-	-	-	-	○	○	-	-
札幌市	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	平成20年11月7日	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○
川崎市	川崎市子どもの権利に関する条例	平成12年12月21日	平成17年3月24日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	川崎市人権オンブズパーソン条例	平成13年6月29日	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
浜松市	浜松市子ども育成条例	平成22年3月24日	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○
名古屋市	なごや子ども条例	平成20年3月19日	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	-	○	○	○
京都市	子どもを共に育む京都市民意識の醸成の推進に関する条例	平成23年3月15日	-	-	○	○	○	-	○	○	-	○
大阪市	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	平成22年12月15日	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-
堺市	堺市子ども青少年の育成に関する条例	平成20年3月28日	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	岡山市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例(岡山っ子育成条例)	平成18年12月27日	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○
広島市	青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例	平成20年3月28日	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○
広島市	広島市暴走族追放条例	平成14年3月28日	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-

(注) 1 次のような条例は調査対象外としています。
 1) 子ども、若者(0~29歳)以外の者も対象としているもの(例:同じ条例で高齢者も対象としているなど)
 2) 主たる目的が子ども、若者の育成等ではないもの(例:環境保全やまちづくりを目的としているなど)
 3) 自治体やその付属機関の組織、運営について定めたもの
 4) 施設の設備や事業の実施等についての細目を定めたもの
 5) 表彰について定めたもの
 6) 支援金等の支給について定めたもの
 また、別途内閣府が調査を行っている社会環境の整備や有害環境対策に係る都道府県の条例(参考資料13「青少年の保護育成条例に関する都道府県条例規制事項一覧」参照)も調査対象外としています。
 2 本表は条例の規定の状況を整理したものであって、施策の実施の有無を記載したものではありません(注:条例に具体的な規定がない(又は、概括的な規定のみがある)場合には、「子どもの活動等を保障する規定」の欄や「行政の施策の方向性」の各欄に「○」が付されていませんが、実際には、それらの内容に該当する取組が行われている場合があります。また、「計画等の策定」や「審議会や委員会等の設置」については、他の条例等に基づいて行われている場合があります。
 3 平成24年1月1日現在で制定されている全国の都道府県及び市区町村の条例が調査対象となっています。